

いたる物にや、されど綾蘭笠のごとく、たゞやかにはあらざるべけれどことなる晴なれば、風流にしてけるかいかさまにも常の狩の例にはあらざるべし、

〔提醍紀談五〕竹笠の教諭

周防守重宗いまだ御小姓の時、明年御上洛の御供支度を京都なる父伊賀守家老方へ申越れけ
るところに、いかゞとこほりしにや、秋の末まで二色も下されず候故に、又申越されしは、先達
て申遣じ候御供支度の品々、只今にいたり一色も出来さし越なく候、不届千万に候、早々さし下
すべきよし催促申されければ、十月にいたり、荷物一箇下りたるゆゑ、家老ども披露申ければ、周
防守すなはちこれへ持參候へと、申さる、によりて、兩人にて持出たるを、あけさせ見られけれ
ば、大なる竹の子笠一かいこれあり、何れもあきれたるやうすなり、周防守には心得られしと見
えて打笑ひ、下げよと申さられる故、その節、谷三助と云もの側に居合せ、御前には御合點遊され
候と相見え候、彼笠は何の御用に立候ものに候やと申しければ、周防守申さる、は、あの笠を著
て上を見るなどいふこと、打笑はれしほどに、親も親子も子なりと、三助感じ語りしとなり、古
話雜

〔東海道名所記三〕道中には、○中馬かたは、菅笠の檐口たゞれ、竹の子笠のほねはなれしたるに、繩
のしめ緒をつけて、うちかぶり、○下

〔有德院殿御實紀附錄五〕四月十九年十一日、志村にて追鳥狩ありしにも、玄たがひ玉ひしが、卿○
武宗のいで立、竹笠細袖、四布の袴に脛巾つげて、かひぐしかりしを御覽ありて、けふのよそひ
いかにも古雅なりと稱せらる、

〔徳川禁令考五十〕寬政六寅年四月

竹之皮細工之儀ニ付、彈左衛門より差出候書付、

降籍

者、寛政六寅年四月